

# さっぽろ支部だより

2013年

北海道行政書士会札幌支部

第 **128** 号



contents

## もくじ

新篠津村セミナー	2~3
4大許認可コンプリート講座	
建設業	4
運送業	5
産業廃棄物処理業	6
風俗営業	7
いまさら聞けない「業際問題」	8~9
実務専門講座	9
支部研修報告	10
札幌支部定時総会のお知らせ	11
役員改選について	12~13
事務局からの報告・編集後記	14

## 新篠津村セミナー

### 平成25年2月22日 行政書士記念日に新篠津村で相続セミナーを開催

行政書士記念日である平成25年2月22日(金)、札幌支部では新篠津村の自治センターにおいて当支部 山口伸行会員を講師として「だれでもわかる相続・遺言セミナー」を開催しました。

セミナーにさきだって、東出輝一新篠津村長のご好意により支部長、監察広報部、そして本会会員でもある高橋美穂衆議院議員との対談の機会をいただくことができました。新篠津村では野菜農家はほとんどなく他はすべて水田で、有機農業面積はじつは道内一を誇っています。また、全国でも問題になっている遊休農地はゼロとのことでした。

このように、新篠津村は北海道米の産地としても有名ですが、その米を使ったどぶろくを作っていることでも知られており、北海道では長沼町について2番目の「どぶろく特区」に認定されるなど農業だけでは

なく第六次産業にも力を入れています。

対談では、そのような農業主体の町村で行政書士がどのように関わることができるのかということやTPP問題などについても意見交換をすることができました。

対談の後、東出輝一村長にご挨拶いただき、そして高橋美穂衆議院議員の挨拶ののちに「だれでもわかる相続・遺言セミナー」が始まりました。セミナー冒頭では、行政書士制度と他士業制度の違いについて説明され、農村地特有の問題についても触れられました。

人口3,500人ほどの村ですが、セミナーには19名もの村民の方々が参加してくだ



東出輝一新篠津村長との対談

さいました。どの農村においても相続や後継者の問題はあるようですが、新篠津村の皆さんも今回のセミナーに真剣に耳を傾け

てくださいました。

セミナー終了後は、個別の無料相談会を開き、個々の相談の回答に当たりました。



東出村長によるご挨拶



高橋美穂衆議院議員による挨拶



講師の山口伸行会員



セミナーの様子



個別無料相談会の様子

## 4大許認可コンプリート講座 実務専門講座【建設業】

「実務専門講座」は、業務について未経験の会員等が、基礎から実務までの一連の流れを把握できるようになることを目的とした実践的な講座です。今年で第9回目を迎えますが、講座内容は次の通りです。

- ① 行政書士プログレス講座（交通事故実務、記帳会計実務、土業のマーケティング）
- ② 相続・遺言講座（遺言業務、相続業務、事業承継業務）
- ③ 4大許認可コンプリート講座（建設業、運送業、産業廃棄物処理業、風俗業）

建設業①			建設業②		
日 時	平成25年2月2日（土） 10時～16時		日 時	平成25年2月5日（火） 18時～21時	
講 師	野口 哲郎 札幌支部会員		講 師	野口 哲郎 札幌支部会員	
参加人数	27名		参加人数	25名	

4大許認可コンプリート講座（建設業）は、平成25年2月2日（土）・2月5日（火）の2日間に渡り、北海道行政書士会館2階研修室で行われました。



### 受講者の声

札幌支部 篠原 董

この度私は、建設業についての講座を受講いたしました。

講師をされた野口先生は、建設業について何も知識がない、わからない状態であっても講義内容を理解しやすいようにご配慮してくださいました。

また、すぐに業務に取り掛かれるようにと、基礎から実務的なお話まで、限られたお時間のなかでも丁寧に教えてくださいました。レジュメや資料も多く、内容も充実しているので、後から見返してもわかりやすいものです。

まさしく、建設業に関するお仕事の依頼がきたら、手元に置いておきたい心強い参考書という感じです。

日ごろのご多忙なスケジュールのなか、これだけの量のレジュメを作成されるのはたいへんなことだったと思います。

「わからないことがあったら連絡してください。できる限り質問に答えたいと思います。」という野口先生のお言葉が心より嬉し

かったです。そう感じたのは、私だけではないと思います。

経験のない業務を行うときは、問い合わせに対応するだけでも不安が込み上げてきますし、何から手をつけたら良いのかわからず右往左往してしまいます。

そんな時に、講義で学んだこと、資料があり、そして、相談できる先輩が居てくださるといふ安心感に、気持ちのうえでも大きく助けられます。

許認可のお仕事をしたく、特に建設業に関わる業務をしたい私は迷わずこの講座を申込み参加しました。受講して本当に良かったです。

この講座で学んだことを実務で活かせるよう、お仕事に繋がる営業活動を考えたいと思っております。

教えてくださった野口先生、そしてこのような素晴らしい講座を企画してくださった札幌支部の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 4大許認可コンプリート講座 実務専門講座【運送業】

運送業①		運送業②	
日 時	平成25年2月8日(金) 18時~21時	日 時	平成25年2月9日(土) 10時~16時
講 師	荒木 徹 札幌支部会員	講 師	荒木 徹 札幌支部会員
参加人数	18名	参加人数	18名

2月8日は悪天候でしたが、他支部会員も参加されていました。講義の最後に行う質疑応答では数多くの質問があり、充実した研修となりました。両日共に北海道行政書士会館2階研修室で開催されております。



## 受講者の声

札幌支部 松田 猛志

2月8、9日の2日間にわたり、札幌支部主催の実務専門講座「運送業」が荒木徹先生のご講義で行われました。2日目の9日は、朝10時から午後4時までの5時間の講座でしたが、講義開始から講義時間終了後まで、大変貴重なお話を聞くことができました。ただでさえ日頃の業務で多忙な講師にとって非常にハードなものだったとお察ししますが、荒木先生の「少しでも現場の知識を伝えたい!」という熱心な姿勢に感銘を受けました。受講された諸先生も、「一言も聞き逃してはいけない」と一生懸命メモを取られていて、講師と受講者の熱がともに高く、大変有意義な時間を共有させていただくことができました。

運送業の許認可は他と比べても複雑で情報

が少ないため、新人が実際にやろうと思ってもなかなか難しい業務ではないかと思えます。しかし、今回の2日間の講座をしっかりと受講すれば、仮に次の日に業務の相談が来ても、ある程度対応できるようなボリュームの濃い内容だったと思います。「具体的な手続き」・「書類作成時の注意点」はもちろん、「業界の内情」や「今後この分野で営業していく上で必要なこと」など、長年この分野で様々な実務を体験されてこられた荒木先生のお話はマニュアル本などには載っていない「生の情報」でした。

あらためて、貴重な実務の知識を惜しげもなくお話しいただいた講師の荒木先生に御礼を申し上げます。

## 4大許認可コンプリート講座 実務専門講座【産業廃棄物処理業】

産業廃棄物処理業①		産業廃棄物処理業②	
日 時	平成25年2月14日（木） 18時～21時	日 時	平成25年2月16日（土） 10時～16時
講 師	大沼 準 札幌支部会員	講 師	大沼 準 札幌支部会員
参加人数	17名	参加人数	17名

二日間に渡り、北海道行政書士会館2階研修室で開催された研修は、産業廃棄物処理業というテーマのため、廃棄物処理法の概要や条文等について説明がありました。また許可申請のポイントとして、顧客の経営状況の判断や書類を読み取る重要性を講義されるなど、専門的な内容となりました。



## 受講者の声

札幌支部 渡辺 克枝

私は、平成23年2月登録したのですが、今迄の職歴から、「相続・遺言」や「内容証明」など、暮らしに係る事柄に関しては、ある程度の知識はありました。しかしながら、この度の「産業廃棄物処理業」という言葉も不慣れであり、ぜひ講義を受けたいと考えておりました。

大沼先生が、「産業廃棄物処理業」に関しては、スペシャリストであり、見識も高く、豊かな経験をお持ちの先生と伺っておりましたので、非常に楽しみにしておりました。現実に受講してみますと、産業廃棄物の種類を含めて、聞きなれない名称、法律の条文等々、かなりの勉強が必要な分野、と感じました。一日目の講義の際に、大沼先生が「また、誰

もやったことのない分野に新規開拓するのが、行政書士としての真骨頂だ。」というような内容のことをお話しされ、まさに、その通りだ、と感じ入った次第です。

二日間の講義を受講して、果たして、翌日に仕事が舞い込んだ時、間違いない申請書を書けるかどうか、の確固たる自信こそありませんが、大沼先生の講義を思い起こしながら、実務に取り組めるように感じております。

末筆になりましたが、ご多忙中の中、貴重なお時間を割いていただき、有意義な講義を提供して下さった大沼先生に心から感謝申し上げますとともに、堅実な行政書士を目指したく考えております。

## 4大許認可コンプリート講座【風俗営業】

平成25年2月21、23日、北海道行政書士会館2階研修室において、札幌支部 堀川貴之会員を講師として4大許認可コンプリート講座【風俗営業】が開催されました。

風俗営業許可の要件や手続き、依頼者に確認すべき事項や申請書・添付書類の作成について人的・物的要件に分けて実務上のポイントがわかりやすく解説されたほか、研修で使った申請書のサンプルは記載例が充実し、カラーで作成された添付書類は参加者にとって非常に好評だったようです。

参加者は札幌支部会員36名、他支部会員2名、補助者1名の延べ39名が参加されました。



### 受講者の声

札幌支部 川原 亘

今回の受講後の感想につきまして、ススキノには多少精通していましたが、風営法には風俗業に対するダーティーなイメージもあり、業務としてどうなのだろうかと考えていました。

しかし、今回の研修を受けて考えが変わりました。講師の堀川先生はとてもお話が上手で実務の要領はもちろんの事、様々な実体験での事例を交え、注意すべき点などを非常に詳細に教えてくださり、また時には楽しい業界の裏話などのお話もあり長時間が気にならない程、集中して受講することが出来ました。

今回、業務に本当に必要な知識をご教授いただけたことで、少し自信を持って風営の業務に当たっていけそうです。

最後に、このような機会を作っていただいた、関係の皆様には感謝申し上げます。特に堀川先生にはとても熱心に御講話いただき、また多数のレジュメ、資料をご用意いただきまして、大変感謝申し上げます。

堀川先生の熱意を見習って業務に取り組んで行きたいと思っております。ありがとうございました。

いまさら  
聞けない**「業際問題」**

いまさら聞けない『業際問題』、いよいよ最終回となりました。これまでは、おもに「法律  
上行政書士が取り扱うことができない業務」について考えてきました。最終回となる今回は、  
よくある相談事例の中から「一見できなさそう…。でもじつはできるかも!？」といったケース  
について扱いたいと思います。

業務の相談は様々ですが、誰もが一度は相談された経験のあるフレーズはコレでしょう。

「○○なんだけど、何か**補助金**とか**助成金**とか無いの？」

○○には例えば、「設備投資」や「人材雇用」などが入るでしょう。

一般的に「助成金」と聞くと、雇用保険等が関わってくるケースが多いので、社会保険労務  
士の業務とってしまいます。実際、そのケースが多いのが事実ではあります。しかし本当に  
そうでしょうか？ そこで考えてみるべき点は補助金と助成金の違いについて、です。

補助金と助成金には大きく分けて、国や地方公共団体とその関連法人等によるものと、民間  
団体によるものの2つがありますが、ここでは国等によるものをみてみましょう。

そもそも国等によるものには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適  
正化法）第2条第1項により規定されています。

**補助金適正化法（注：抜粋）**

**第二条** この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるも  
のをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

これらの補助金等は、次の3つの特徴を持ちます。

- ① 国等が相当の反対給付を受けない（片務性）
- ② 相手方がこれによって「利益を受ける」（受益性）
- ③ 用途が特定されている（特定性）

そして、一般的には助成金という名称を用いるのは厚生労働省の所管の雇用関連のものが多い  
のです。ただし、経産省管轄の『地域商店街活性化事業（助成金）』や厚労省管轄の『最低賃  
金引き上げ支援対策費補助金制度（業務改善助成金）』など、例外も多く、非常に複雑と言わざ  
るを得ません。

例えば、今年度末で廃止される『地域再生中小企業創業助成金』など、厚生労働省の管轄す  
る雇用関連の助成金は、窓口がハローワークや労働局であることや、その財源が雇用保険法に

かかる労働保険特別会計から支出されていること等を根拠に、社会保険労務士の業務であると解釈できるでしょう。一方、過去に一大ブームを巻き起こした『環境対応車普及促進事業補助金（エコカー補助金）』は、窓口が経産省（の補助を受けて設置された基金）が委託した民間団体であることや、その財源が一般会計から支出されていたことなどからも、行政書士の業務であると解釈できるのではないのでしょうか。

上記は一例ですが、そのように一見他士業の業務に見えるもののよく調べてみると、じつは行政書士の業務だったというケースは意外とあるものです。

結論としては、一口に「補助金」「助成金」と呼ばれているからと言って簡単に「業務外」と決めつけてしまうのではなく、それがどんな法律等に基づいているのかを確認するなどして積極的に業務を開拓していくことができるのではないのでしょうか。

最後に、第一回目の記事のおさらいとなりますが、行政書士法第一条の2第2項には「行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。」と記載されています。これは言い替えますと、他士業の業務であると法律上明示されていないものについてはわたしたち行政書士が扱える、ということです。

## 相続・遺言関連実務専門講座

毎年好評の「相続・遺言関連実務専門講座」（講師：吉田充 札幌支部会員）が北海道行政書士会館2階研修室において、1月22日から3日間、延べ79名の参加のもと開催されました。

今回の研修は、タイトルに「実務」とあるとおり、法律的な部分にはあまり重点を置かず、相続・遺言業務をどのように受任し、どのように進めていくか、また書類作成に関するテクニックや作成時の注意点などを講師の経験に基づき、できるだけ具体的にイメージできるような

構成となっていました。

さらには、業務に対してどう向き合うかという心構え的な部分から、実施に依頼を受けた場合の動き方や進め方、どういう書類を作成しどう扱うか等深く掘り下げた内容で、受講者された皆さんにとって満足のゆく内容だったようです。

### 受講者の声

札幌支部 菊地沙知子

#### ●相続・遺言・事業承継講座に参加して

「吉田充の遺言講座を聞かずして、遺言書セミナーをするな」

遺言・相続のセミナー講師をさせていただく機会が何度かあった私にとって、先輩行政書士のこの言葉は衝撃的でした。

ここまで言わしめる吉田先生の一連の講座は、熱かったです。

遺言書作成は家づくりであり、遺言書の「理念・希望」という確固とした土台があってはじめて「誰に」「何を」「どれだけ」分配するかという柱が成り立つ……。

また私たち新人には特に必要不可欠な業務

受任の方法についてもご教授いただきました。「そこまで言っているの？」と、こちらが気がかりなほど詳細な内容でした。

高齢化の時代を迎え、また人は生まれれば必ず亡くなりますので、遺言・相続業務は多くの行政書士に関わりがあります。その際、吉田先生のおっしゃった「遺言者の気持ちをよくよく汲み取り、未然に争いを防ぎたい」という熱いおもいを心に留め、業務にあたりたいです。

吉田先生、関係者の皆さま、このような機会を設けていただき、ありがとうございました。

## 支部研修報告

実務専門講座 行政書士プログレス講座 第4回 【記帳会計実務】	
日 時	平成24年12月12日（火） 18：00～21：00
場 所	北海道行政書士会館2階研修室
講 師	山上 和彦 札幌支部会員
受講者	32名

会社設立時等に税務署に対して行う様々な申請・届出書類について、詳細に説明していただきました。また、税務署からの立ち入り調査や国税の調査があった時の対処法や、税務署と税理士、その他関係機関との関わり方など、経験に基づいた説明もありました。

研修終了後も、講師と出席者との意見交換が活発に行われ、充実した研修会となりました。

一般研修 第3回 【札幌市及び北海道の競争入札参加資格申請（指名願い）について】	
日 時	平成24年12月13日（木） 13：00～16：00
場 所	札幌市教育文化会館 4階講堂
講 師	第1部（札幌市） 札幌市財政局契約管理課 難波 裕之 氏 第2部（北海道） 板垣 俊夫 札幌支部会員
受講者	85名

平成25・26年度の競争入札参加資格審査申請について、第1部が札幌市、第2部は北海道と、2部構成の研修を行いました。それぞれ豊富な資料を基に、わかりやすく説明していただきました。受講者数が80名を超える大変盛況な研修となり、会員の業務に対する関心の高さもうかがえました。



一般研修 第4回 【遺言書及びそれに付随する各種公正証書の作成について】	
日 時	平成25年2月27日（木） 13：30～16：00
場 所	かでの2・7 820研修室
講 師	札幌大通公証役場 公証人 石田 敏明 氏
受講者	101名

遺言書、任意後見契約とそれに付随する契約書を作成する際に、公証人として顧客との接し方や、書類作成時の注意点等を詳しく説明していただきました。また、近年では尊厳死の宣言を公正証書にする方が増えてきているとのことでした。

行政書士が遺言執行者や後見人等として真摯に活動し、顧客の信頼を得ていくことが、私たち行政書士の業務拡大にもつながるとの励ましのお言葉もいただきました。



# お知らせ

会 員 各 位

北海道行政書士会札幌支部  
支 部 長 宮 元 仁

## 平成25年度札幌支部定時総会の開催について

支部定時総会を下記の通り開催致しますので、ご多忙中の折とは存じますが、多数ご参集いただきますようご案内いたします。

なお、議案書は出欠ハガキを同封し、4月24日支部より発送予定です。

議案書への質疑・要望事項がございましたらその旨を、また併せてご出欠の有無をハガキにて5月7日（火）必着でご通知願います。

また、やむを得ずご欠席される方は、必ず委任状の提出をお願いいたします。

記

会 場	ホテルノースシティ (札幌市中央区南9条西1丁目 TEL512-3223)
日 時	平成25年5月10日（金）
総 会	13:00～16:30（金柔の間）
政治連盟分会総会	16:30～17:00
懇 親 会	17:00～（藻岩の間）

会場は昨年と同じホテルです。お間違えのないようにお願いします。

### 出欠のご回答について

総会終了後、懇親会を開催する都合もございますので、委任状を含め5月7日（火）までに返信用ハガキにてご回答ください。

なお、懇親会は以下の要領で開催いたします。

時 間	同日総会終了後
場 所	ホテルノースシティ
会 費	3,000円（超過分は支部負担）

※ 出席としてご報告いただき、当日欠席された場合は、会費を頂戴いたします。

## 役員改選についてのお知らせ

平成25年度は役員改選の年にあたります。

札幌支部会員各位に役員改選に関する規程及び立候補届、支部長候補者推薦書につき公報致します。

なお、立候補に関する他の添付書類としまして本人略歴、立候補所信(400字詰め原稿用紙2枚以内)が必要です。

立候補の届出は平成25年5月1日が締切となっております。

ご不明の点がございましたら総務部にお問い合わせ下さいませようようお願い申し上げます。

## 札幌支部「役員選出規程」

### 第1章 支部長

(支部長の選任)

第1条 支部長は、総会の議決によって選出される。

(立候補)

第2条 支部長の候補者となる者は、所定の手続きを経て立候補した札幌支部会員とする。

第3条 立候補者は、総会当日を含めて10日前迄に立候補の意思表示を支部事務局まで郵便によらず別記第1号様式にて書面をもって届出をおこなうものとする。ただし、届出の最終日が、土曜日、日曜日、または国民の休日にあたる場合は、その直前の事務局稼働日を出候補の最終日とする。

第4条 立候補にあたっては、別記第2号様式にて札幌支部会員5名以上の推薦者を別記第1号様式とともに提出するものとする。

(選挙)

第5条 立候補者が複数名ある場合は、議場に出席している全ての個人会員の投票によって支部長を決定する。ただし、最高得票者が有効投票数の過半数に満たない場合は、次に得票数の多かった候補者と2名により、決選投票をおこなうものとする。

2 前項の場合において、最高得票者2名の得票が同数の場合は、くじ引きにより決定する。

第6条 選挙事務は、総会当日に議長の指名により選任された選挙管理委員がこれをおこなう。

2 選挙管理委員は、5名とする。

3 選挙管理委員長は、選任された選挙管理委員の中から互選する。

### 第2章 副支部長

(副支部長の選任)

第7条 副支部長は総会によって支部長となった者が選任する。

第8条 選任の時期は総会の当日か、遅くともその日から事務局稼働日5日以内に選任をおこなうものとする。

### 第3章 理事

(理事の選任)

第9条 理事は選任された副支部長の意見を聞いて支部長が選任する。

第10条 選任の時期は総会の当日か、遅くともその日から事務局稼働日10日以内に選任をおこなうものとする。

### 第4章 監事

第11条 監事は、総会にて選任される。なお監事は、札幌支部支部長・副支部長・理事、および各種委員会構成員、その他監事が監査する対象となる職務をおこなっているものと兼務できないものとする。

### 第5章 支部役員の公告

第12条 支部長は、支部役員の選任が終了した後、直近の札幌支部だよりにて札幌支部会員に公告する。

附 則 (平成12年5月12日)

(施行期日)

この規程は、平成12年5月12日から施行する。

附 則 (平成22年5月7日)

この規程の改正は、平成22年5月7日から施行する。

支部長立候補届

氏名	年月日	年月日
生年月日	年月日	
事務所		
電話番号		
行政書士会入会年月日及び年数	昭和・平成	年月日
行政書士としての略歴、本会及び支部の役員、委員の略歴		年
立候補所信(400字詰原稿用紙2枚以内)	別紙のとおり	
上記のとおり支部長立候補を届け出ます。		
北海道行政書士会札幌支部 御中		
平成	年	月 日
立候補者氏名		職印

注 略歴は別紙とすることができる。

支部長候補者推薦書

候補者名	年月日
氏名	年月日
生年月日	年月日

上記の者を支部長候補者として推薦を致します。

北海道行政書士会札幌支部 御中

平成 年 月 日  
推薦人

事務所所在地  
会 員 番 号 名  
氏

職印

## 事務局からの報告

## ●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H25. 1. 1	5293	泉 正人	中・西区2
2.H25. 1. 1	5294	畔木博則	中・中央区1
3.H25. 2. 1	5299	宇野貞雄	中・中央区2
4.H25. 2. 1	5301	松本剛明	中・中央区1
5.H25. 2. 1	5302	松本秀哉	北・東区2
6.H25. 2.15	5303	藤田一人	南・手稲区



## ●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H24.12.28	4243	堀内正己	中・中央区2
2.H24.12.31	3297	小畑尚志	中・中央区1
3.H25. 1. 7	4345	大平正和	東・白石区1
4.H25. 1.10	930	北畑勝郎	中・中央区4
5.H25. 1.10	4527	中平はつよ	中・西区1
6.H25. 1.15	4255	吉川健一	北・手稲区
7.H25. 2. 6	4044	稲石巖	東・白石区3
8.H25. 2.15	4616	新川純悟	北・東区3

## 編集後記

東日本大震災から2年が経ちました。復興への道のりは2年経過した現在でもスローペースで、とてももどかしく思います。未だ行方不明の方は2千を超える人数であり、被災された皆様には一日も早く心穏やかな日々が訪れますよう、お祈り申し上げます。

私たちの札幌支部理事としての任期も残りあとわずかとなりました。現体制での支部だより編集も今号で最後となります。最後の編集後記なので、何か格好よい事でも書こうかと思いましたが、かえって何も浮かばずに原稿締め切りの日が近づいてしまいました。

今まで数ヶ月に一度、支部だより原稿の締め切

りに追われてきましたが、(売れっ子?)作家になった気分を味わえたのも、今となっては良い思い出です。

およそ2年前の自身の編集後記では、日頃の勉強不足を悔やみ、任期満了時に少しでも成長しているようにと願っている内容でした。さて、どうでしょう。目覚ましい成長は無かったのですが、大震災や様々な出来事から考え方を少し改めたつもりです。それが成長につながる様に、今後も努力していきたいと思います。

最後になりますが、今後、新体制になっても支部だよりへのご協力をよろしくお願い致します。2年間、どうもありがとうございました。(大津)

## 札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第128号 2013年3月26日発行

発行人 宮元 仁 編集人 長谷川征輝  
 発行所 北海道行政書士会札幌支部  
 札幌市中央区北1条西8丁目  
 丸二羽柴ビル4F  
 TEL (011) 271-0773  
 FAX (011) 271-6126  
 gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ—  
 北広島市西の里507番地の1  
 TEL (011) 375-2116  
 E-mail:rihabiri@selp.net  
 頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>  
 ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>